

平成18年6月29日

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役社長 荻野和郎

## 第55回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第55回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項
1. 第55期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
  2. 第55期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 本件は、上記2件について報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 第55期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

利益配当金は1株につき13円（年間26円）と決定しました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は以下のとおりです。

(1)「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に定めることで可能となる事項に関し、以下の変更を行いました。

単元未満株主の権利を明確にするため、第10条を新設しました。

必要に応じて、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示できるようにするため、第17条を新設しました。

必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができよう、第26条を新設しました。

社外監査役の招聘を容易にするために、社外監査役との間で責任を限定する旨の契約を締結できるよう、第37条第2項を新設しました。

- (2) 会社法の施行に合わせ、会社法の条文や文言に合わせるなど、次のとおり所要の変更を行いました。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項につき規定を新設、変更しました。(第4条、第7条および第12条)

その他会社法の規定に合わせ、必要な規定の加除・修正、用語の変更等所要の手当てを加えました。

- (3) 取締役会決議によって、取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる制度を導入することにより、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条および第37条第1項を新設しました。なお、第29条の新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (4) 取締役の職務執行に対する監査体制の強化に対応するよう、現在4名以内となっている監査役の員数を5名以内としました。(第30条)
- (5) その他この機会に、全般にわたり字句および構成の整理を行うとともに、上記の変更に伴い対応する条数の変更を行いました。

### 第3号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、本総会終結の時をもって取締役を退任された大野浩平氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは取締役会に一任することに決定しました。

以上

---

## 配当金のお支払いについて

郵便局でお受け取りの方

同封の「郵便振替支払通知書」により、平成18年6月30日から平成18年7月31日までの間に、お近くの郵便局でお受け取りください。

配当金口座振込をご指定の方

「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしました。